

## ヘーゲルの身分論

高柳良治（国学院大学）

フランス革命後のヨーロッパ世界において身分にこだわることは、時代遅れの感を免れないであろうが、ヘーゲルは生涯にわたり、その社会哲学において身分構成の問題を手放すことはなかった。構成の中身は著作により時に大きく変化したのではあるが。

『法の哲学』(1821)においてヘーゲルは、市民社会と国家の関連の問題に心を砕き、国家を「媒介のシステム」(R302)(1)と捉えることになった。その際に重要な役割を担うことになるのが1つには諸身分であり、1つには職業団体や地域団体などの諸団体である。いまこのうち諸身分について見ると、それは市民社会論中の「欲求の体系」論において形成と意義が詳説され、そののち国家論においてとくに立法権に関わって一定の役割を果たすことが期待されている。そこで、「国家の第一の基礎が家族であるとすれば、身分は第二の基礎である」(R201)といわれるのである。しかしながら、ヘーゲルの社会哲学において、身分論は『法の哲学』で初めて登場するわけではなく、哲学者の30歳台の諸論考、『自然法論文』(1802)『人倫の体系』(1802-03)『精神哲学草稿』(1805-06)でも執拗に追求されている。本報告では、これらのうち、まず身分論が主題的に展開されている『人倫の体系』を取り上げてその概要を明らかにし、ついで『法の哲学』の身分論についていくらかの検討を試みたい。

### 1 『人倫の体系』の身分論

『人倫の体系』でヘーゲルは、第3部「人倫」の「国家体制」論の中で身分論を展開している。ヘーゲルは、身分論に入るまえに人倫に3つのもの、すなわち「絶対的人倫」「相対的人倫」および「信頼」を区別する。そしてこれら3つの人倫の実在性として、それぞれ「絶対的身分」としての「貴族」、 「公正の身分」としての「市民」、そして「信頼に生きる身分」としての「農民」を指摘する。第1身分である絶対的身分の場合、問題になるのはこの身分が行う労働とは何かということであろう。ものの欲求と使用とは、この身分にとっても「絶対的な必然性」であるが、しかし、この身分の労働は「普遍的な労働」「戦争の労働」以外ではない(S64;114)(2)。これはまた、「絶対的無差異な労働」「統治と勇気の労働」とも表現される(S65;116)。つまり、この身分は他の2身分によって経済的に支えられるが、その代わりに、この身分も他の2身分にとって「有用性」をもたなければならない。その1つが「絶対的なものの鑑」、つまり国家という絶対者を体現して第2、第3身分にとって鑑となることであり、もう1つが、他の2身分のための「所有と占有の安全確保」である(S64;115)。安全確保とは、「2つの身分が、少なくとも第2身分が勇気〔兵役〕を免除されること」である(S65;116)。

第2身分＝「公正の身分」は「市民」であり「ブルジョア」であって、「労働と占有、それに営利と所有」に関わる、あるいは「占有と特殊性のうちに沈潜している」(S65;117)。この身分について問題となるのは、第1に、「物的欲求を満足させるための普遍的な依存関係」、つまり市場メカニズムである。この議論の中で貨幣と商業身分について取り上げられ、後者について「特殊的な欲求と特殊的な剰余とを媒介する商業身分(Handelsstand)」は、「営利の交換における普遍性の最高の点」であるとされている(S66;118)。第2に、公正の身分

が生産活動を通して調達する最高のものについてであり、これは、第1身分の経済的欲求への寄与および困窮者への援助のことである。第3に、奉公人の労働である。奉公人、つまり「必要によって家長(Haupt)と結合する者」も、「絶対的人格として、もっぱら契約を通して、そして一定の時間に限って結合しているにすぎない」(4)。奉公人の労働は、「限定された奉仕と労働」でなければならない(S67-8;120)。第3身分 = 「信頼に生きる身分」は農民である。この身分の労働は悟性的でもなく、欲求のためにもものを準備することに関わるのではなく、「大地や動物、何か生きたものに関わる」。この身分は、絶対的身分を信頼しているので勇気をもつことができ、「死の危険の中で第1身分と結合することができる」(S68;121-2)。つまり、第1身分の指揮の下、兵士として戦うのである。

ヘーゲルは身分論のあと、続いて「統治」について論じている。統治とは、「人倫生活の絶対的運動」「人倫的生活の過程」のことであり、「絶対的統治」「普遍的統治」および「自由な統治」に区分される。絶対的統治に関して見ると、この統治を担うものは誰かという問題が中心を占める。絶対的統治は、第1身分である絶対的身分の仕事であるように見える。この身分は「絶対的人倫の実在性」であるのに、他の2身分はあくまで「特殊なものの中にとどまっている」からである。しかし、第1身分自身、「他の身分に対立する1身分」であって、この第1の身分よりも「高次のものが存在しなければならない」(S70;125)。統治は本来、「いかなる身分にも帰属することができない」のであり、「端的に理念的なものに生きる人々」に委ねられる他はない。こうして「全体の維持は最高に無差異なもの、つまり神や自然、それに祭司と長老たちだけに結びつけられうる」。『他の実在性の形式は、すべて差異のうちに存在するからである』(S71;126-7)。絶対的統治の項にはもう1つ興味深い議論がある。それはこの統治があくまで諸身分の区別を前提にしていることである。統治が諸身分の区別を前提しないならば、「実在性の全権力は一つの塊(Klumpen)に化してしまう」。そしてこの塊は、その頂点に「粗野で知恵を欠いた権力」を「分立することのないままに」もつことになる(S74;133)。分節化された全体というヘーゲルの考えである。「すべての身分の絶対的維持こそ、最高の統治でなければならない」(S71;126)。

普遍的統治は、「形式的に普遍的なもの」に関わるにすぎないとされ(S76;137)、『法の哲学』の市民社会論と重なる面が多い。ヘーゲルはまず「欲求の体系」において、富の不平等の必然性について論じている。享受の欲求は無限であるのに、占有の可能性には限界があるから、「ある場所で占有が蓄積されると、ほかの場所での占有は減少せざるをえない」。このような富の不平等は、「営利身分の内部で」、再び「多数の特殊な営利身分」を生み、同時に「支配[と隷従]の相関関係を作り出す」。こうして「巨万の富をもつ者は1つの力になる」(S83;149)。彼は、相互依存の経済的システムから相対的な独立を獲得する。そして貧富の分裂のきわまるころ、国民の間に「最高の粗野」、「野獣性」、「普遍的な破壊」が入り込むというのである。こうした事態に対する対策として、「団体の編成(Konstitution)」について論じられる。すなわち、第2身分が「団体に編成されるということ」は、この身分が一定の制限内で「1個の生き生きとした普遍的なもの」になるということであり、ここでは「無限の富への衝動自身が根絶される」のである(84-5;150-1)。ここで注目されるの

は、団体の編成に政治的な役割が全く期待されていないことである(『法の哲学』との違い)。それに、「営利身分(Erwerbsstand)」という語がはじめて現れることである。公正の身分が人倫の身分であるとすれば、営利身分は経済的に捉えられた身分、階級ないし階層というべきであろう。もう1つ、人間の希少性や快適さの追求が、「ともに全地球を浪費のうちに陥れる」(S83;148)という今日的な視点が早くも存在する。

「正義の体系」においては、身分は裁判に関わって取り上げられる。ヘーゲルはまず、「有機的原理は自由であり、統治する者自身が統治される者であるということである」という。司法、とくに裁判においては、裁く者と裁かれる者との間にある種の同一性のあること必要である。そして、それを保障する具体策として「同じ身分」、家柄・地位・能力などが「同等であること」、「より狭い範囲での編成」などが重視されている。これらの同一性が、「生き生きした一体的存在を構成するように」措定されなければならない(S88;158)。

『自然法論』と『精神哲学草稿』の身分論を一瞥しておこう。『自然法論』の場合、内容的には『人倫の体系』とほぼ同じである。「自由人の身分」の使命は「人倫的有機組織の全体の存在と維持」である。「非自由人の身分」は「占有、所有の権利および正義」のうちに生きる。そして、「第3の身分」は「粗野な、自己を陶冶することのない労働を営み、もっぱら元素としての土だけに関わる」とされる(3)。『精神哲学草稿』の場合は少し複雑になり、4身分に区分される。「信頼」の身分=農民、「営業と法の身分」=市民、「純粋な交換に従事する身分」=商人、「公共的身分」である。最後の身分は、さらに「実業身分」ないし「事業者」の身分(これは公務員のことであろう)、「普遍的なものとしての普遍的なもの、つまり学者」、そして「兵士の身分」に分けられる。こうして「国民という絶対的個性が成り立つ」(4)。『人倫の体系』の公正の身分にあたるものが、ここでは「市民」と「商人」とに二分されている。

## 2 『法の哲学』の身分論

『法の哲学』の身分論は、市民社会論の中の「欲求の体系」論において展開されている。ヘーゲルによれば、欲求の体系では、各人は自分のために取得し生産し享受しながら、それによって他の人々の享受のために生産し取得するのである。すべての人の依存性のうちにあるこの「必然性」は、各人にとって「普遍的で持続的な資産」であり、各人は、教養と技能とを通してこの普遍的資産に参加できる(R199)。このように述べた後、ヘーゲルは一転して身分論に移行する。相互的な生産や交換における、無限に多様な手段と無限に交錯した運動とは、「それらの内容に内在する普遍性によって」集合させられて、若干の普遍的な集団に区別される。その結果、連関全体は、欲求・その手段・労働・欲求充足の様式と仕方・理論的および実践的な教養の「特殊な諸体系」にまで、すなわち諸身分の区別にまで仕上げられる(R201)。諸身分は「概念に従って」、「実体的身分」「反省的身分」および「普遍的身分」として規定される(R202)。

まず実体的身分=農民身分は、「資産を自らが耕作する土地の自然産物のうちにもつ」(R203)。この身分については、労働や収穫が季節と結びついていること、欲求の目的は将来への配慮となることなどが指摘される。併せて、農業経営が「工場と同じように反省的

な仕方でも」行われていること、したがって、この身分は「自然性に反する第二身分の性格」を帯びるに至っていること、それでも、「家父長的な生活様式とこの生活につきもの実体的な心術」を保持し続けるであろうことが指摘される(R203)。ついで反省的身分＝産業身分は、「自然の産物を加工すること」に従事し、生計の手段として「自分の労働、反省、悟性」および「他者の欲求や労働による媒介」を頼みにしている。この身分はさらに、個人の欲求に具体的に応えていく「手工業身分」、一般的な需要に対応する大量生産的な「工業身分」、貨幣という普遍的な交換手段によって交換に従事する「商業身分」に区分される。併せて、産業身分に属する個人は、自分を頼りにしているから法的秩序を求めること、第1身分が従属へ傾くとすれば、第2身分は自由に傾くこと、などが指摘されている(R204)。最後に、普遍的身分は「社会状態の普遍的利益を仕事とする」。この身分は、自分の欲求を満たすための労働を、「私的資産」によるか「国家を通じて」補償されることによって免除さなければならない(R205)。

ヘーゲルはついで身分選択の自由について述べている。個人がどの身分に所属するかについては、「自然的な素質や生まれ」が影響するが、最終的な決定は「主観的な意見や特殊的な恣意のうちでなされる」(R206)。身分はいまやほとんど職業となる。ここから Stand は「職業身分」、時には「階層」と訳されることになる。ところで、社会全体が諸身分に区分されることは、「即自的には理性的である」から、東洋や古代世界でも生じるが、しかしここでは「主観的な特殊性の原理が正当性をもっていない」とされる。ヘーゲルは例として、プラトンの国家論やインドのカースト制度をあげている。市民社会における身分の役割として、ここでは2点を指摘しておきたい。1つは陪審裁判における身分の役割である。訴訟においては当事者間の信頼のあるなしが問題であり、それは身分などを同じくすることによって得られる(R228)。もう1つは、産業身分と職業団体に関わる。産業身分は他の2身分とは異なって、「本質的に特殊的なものに向かっている」(R250)から、この身分には職業団体が固有の意味をもつことになる(5)。

諸身分は国家においても、統治権と立法権に関連して一定の役割を果たす。ただし、統治権との関係で大きな役割を果たすのはやはり職業団体などの諸団体であって、身分はその背後にあってそれらの諸団体を支えるものと考えられているのだろう。立法権との関連でどうか。第1に、普遍的身分は「統治の業務」に専念する身分であり、初めから普遍的なものを活動の目的としているから、立法権に関連するのは「私人の身分」であって、これは「実体的関係にもとづく身分」と「特殊的要求とそれを媒介する労働にもとづく身分」とに分かれて現れる(R303)。ヘーゲルは、私人の身分は国家には「個々人という形で登場しなければならない」というアトミズムを厳しく批判しつつ、国家は本質的に、「それぞれに独立の集団を構成する諸分枝からなる有機的組織」であることを強調する。第2に、市民社会の諸身分のうちの1身分、すなわち「自然的人倫の身分」(R305)、あるいは「土地所有者の身分」のうち「教養を身につけた部分」(R306)は、それだけで国政的關係に組み込まれることができる。この身分は、選挙によることなく議会上院に入っていく。したがって、実体的身分のうち、土地所有者であっても「教養を身につけた部分」ではない部分、さら

には小作人や農業労働者は、政治的意見を表明する場をもたないことになるであろう。第3に、市民社会のもう1つの身分、産業身分は議員を通じて議会に入っていく。市民社会は、議員の選出を「市民社会が現にある姿で」、つまり「組合組織(Genossenschaften)、地域団体および職業団体」に分節化されているものとして議員を選出するのである。ヘーゲルはここでも、「具体的国家は特殊の諸集団に分節化された全体」であり、「国家の構成員はこのような身分の構成員である」と強調する。また、「個人は類(Gattung)であり、しかも自己の内在的な普遍的現実性を最も身近な類として持っている」という、生活感覚にあふれた言葉を書きつけてもいる(R308)。

ヘーゲルはさらに、「対外主権」の項で「勇気の身分」について触れている。国家の個性性のために払う犠牲は、万人の「実体的関係」「普遍的義務」であるが、国防の必要が勇気の身分を成立させるのは、市民社会における市民の活動が各種の身分を成立させることに等しい。この必要には独自の1身分、勇気の身分が専念する R325)。

### 3 ヘーゲル身分論の問題点

このように見てくると、『人倫の体系』(絶対的の身分 - 公正の身分 - 信頼の身分)および『自然法論』(自由人の身分 - 非自由人の身分 - 第3の身分)における3身分構成が、『精神哲学草稿』でいったん4身分(信頼の身分 - 営業と法の身分 - 純粋な交換に従事する身分 - 公共的の身分)になるが、『法の哲学』では再び3身分(実体的身分 - 反省的の身分 - 普遍的の身分)に戻っていることが分かる。身分の名称、序列にも変化が見られる。各種の法哲学講義録を視野に入れるならば、さらに名称や序列の興味深い変化が観察できるかもしれない。いま『人倫の体系』と『法の哲学』に限定して見るならば、『人倫の体系』の絶対的の身分と信頼の身分とが合わさって『法の哲学』の実体的身分を構成するが、『人倫の体系』の公正の身分と『法の哲学』の反省的の身分については、後者がさらに3身分に下位区分されるものの、その内容に大きな違い見られない。そして、『法の哲学』で新たに普遍的の身分が登場してくると考えることができるであろう。農民身分である信頼の身分と実体的身分の位置が逆転していることも注目される(9)。以下、ヘーゲル身分論に関わるいくつかの問題点を指摘しておきたい。

(1)『人倫の体系』の身分論は、F・ハルトウングの「啓蒙絶対主義」の定義を想起させる。彼によれば、啓蒙絶対主義は「身分制的に編成された社会秩序の最終段階に位置づけられ、一方で「国民を出生身分に従って区別する伝統」、すなわち特権的な貴族身分、自由な市民身分、不自由な農民身分に分ける仕方の「正当性と合目的性」に疑問を抱いているが、他方では「自分の持つ理論を徹底的に突きつめ、既存の全社会秩序を転覆させるだけの勇気をもたない」のである(6)。「人倫の体系」と比較するとき、『法の哲学』の身分論の近代性は疑うことができないであろう。『法の哲学』は、身分が市民社会の経済活動の只中で形成されてくることを述べている。『人倫の体系』が国家体制、すなわち全体の維持という(政治の)視点から身分を見ているとすれば、『法の哲学』はいまや身分をザハリヒに、経済的に規定しているといえるであろう。この変化の原因として通常指摘されるのがプロイセン改革である。ヘーゲルはこの改革を支持し、この改革に即してその身分論を展開したので

ある。彼が想像以上に現実に近いところで社会哲学の構想を進めていることが分かる。

(2)イギリス経済学との関係はどうか。ワセックは、ヘーゲルの身分論とステュアートの階級論とは重要な類似点をもつといい、つぎの点をあげている。ステュアートは、ファーマー、フリー・ハンズおよび国家公務員(軍人を含む)を区別する。経済的繁栄を達成するための商人の役割をとくに強調する。商人は第2身分=フリー・ハンズの下位区分の最終者として導入される。「為政者(statesman)」は、ヘーゲルの普遍的身分と同じく「公共精神」に導かれ、彼らのモチーフは共通善の促進である(7)。

(3)ヘーゲルは、「フランス革命によって始められ、ナポレオンによって完成された」フランスの中央集権的な統治システムを繰り返し厳しく批判した。そして、「フランスには職業団体および自治団体、すなわち特殊的利害と普遍的利害とを結合する集団が欠けている」(R290)と指摘した。同様のことは諸団体についてのみならず、身分についてもいえるであろう。フランス革命の意義は、身分等の中間団体を打ち壊し、身分制的な社会編成の網の目から個人を解放して、個人対主権という二極構造を作り出した点にあるからである(8)。こうしてヘーゲルは、市民社会を含む広義の国家を、諸身分・諸団体が重層的に関連しあうシステム、「媒介のシステム」として捉えようとした。時代の流れは、それにつねに敏感であったヘーゲルをして、諸身分をもはや世襲的なものとして捉えることを許さない。だから諸身分はもはやほとんど職業群の意味しかもたないが、それにもかかわらずヘーゲルは、身分は国家の第二の基礎であるという。それは、諸身分(Staende)が、場面を変えれば、国会・議会(Staende)を意味するからであろう(R303 参照)。諸身分(と諸団体)は市民社会と国家を結びつける媒介項である。

(4)ヘーゲル身分論に関してもう一つの視点があることを付け加えておきたい。ブリッターは、「ヘーゲルが提供する身分経済学は、経済理論の成果ではなくて、政治的・倫理的な熟慮の成果である」という。彼は、ヘーゲルは身分論にも、「確実性を確立し収益のリスクを極小化する」というヘーゲル経済学の一般的意図を見る。ヘーゲルは、スミスなどの古典派経済学に見られる「近代的な成長の動態論」が始動する時期に、それを鎮静化しようとしたのであって、こうした提案は、19世紀のドイツ国民経済学がのちに「社会問題」の解決のために演奏するメロディー、すなわち「社会保険のメロディー」をいち早く奏でていると見ることができるのである(9)。

注(1)『法の哲学』からの引用は R と説番号で示す。(2)『人倫の体系』からの引用は S とページ数で示す。前の数字が Hegel, *System der Sittlichkeit*, F. Meiner 1967 の、後の数字が上妻訳『人倫の体系』のページである。(3)Hegel, *Gesammelte Werke* Bd.4., F.Meiner 1968. S.455. 松富他訳『近代自然法批判』p.69-70.(4)Hegel, *Gesammelte Werke* Bd.8., F. Meiner 1976. SS.266-75. 加藤監訳『イェーナ体系構想』法大出版、p.217-28.(5)高柳『ヘーゲル社会理論の射程』第5,6章参照。(6)成瀬編訳『伝統社会と近代国家』p.344.(7)Waszek, *The Scottish Enlightenment and Hegel's Account of 'Civil Society'*, 1988. pp. 176-9.(8)高柳、前掲書、P.128-30 参照。(9)高柳他訳『経済学者ヘーゲル』p.377.

